

イ 購入價額ノ全額ニ相當スル金額ノ轉貸ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額
ロ 購入價額ノ一部ニ相當スル金額ノ轉貸ヲ爲シタル場合又ハ維持ノ爲轉貸ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル
金額中元金ニ相當スル金額ニ轉貸當時ニ於ケル其ノ土地ノ價額（購入ノ場合ニ在リテハ購入價額）ト轉貸金額トノ
差額ヲ加算シタル金額

第九條 市町村、市町村組合又ハ產業組合第五條ノ書類ヲ提出シタル後交付ヲ受ケタル資金ノ轉貸前ニ於テ其ノ書類ノ記
載事項ヲ變更セムトスルトキハ長官ノ承認ヲ受クベシ

第十條 市町村、市町村組合又ハ產業組合資金ノ交付ヲ受ケタル後之ヲ自作農ノ創設又ハ維持ノ爲ニ轉貸スルコト能ハザ
ルニ至リタルトキハ遲滯ナク長官ノ指揮ヲ承クベシ

第十一條 轉貸金償還期間内ニ於テ轉借人ニ左ノ各號ノ一二該當スル事實アリタルニ因リ本人、相續人、法定代理人又ハ
破産管財人ヨリ其ノ旨届出アリタルトキハ市町村、市町村組合若ハ產業組合ハ戸籍謄本又ハ届出ノ事實ヲ證明シ得ベキ
戸籍抄本ヲ添ヘ遲滯ナク之ヲ長官ニ届出ヅベシ但シ住所ノ變更又ハ破產宣告ノ場合ニ於テハ戸籍謄本若ハ抄本ノ添付ヲ
要セズ

一 氏名ノ變更

二 住所ノ變更

三 死亡失踪又ハ相續

四 破産

第一項
第十二條 市町村、市町村組合又ハ產業組合交付ヲ受ケタル資金ノ轉貸ヲ了シタルトキハ遲滯ナク左ノ書類ヲ長官ニ提出
スベシ

一 貸付契約書ノ寫

二 創設ニ在リテハ前所有者並新所有者ノ氏名住所、地番、地目、段別、所有權移轉年月日、抵當權者名、債權金額及
抵當權設定年月日、維持ニ在リテハ現所有者氏名住所、地番、地目、段別、抵當權者名、債權金額、抵當權設定年月
日及抵當權抹消ニ關スル事項ヲ記載シタル土地登記簿抄本

第二項
第十三條 市町村、市町村組合又ハ產業組合ハ交付ヲ受ケタル資金ヲ第八條ニ依リ第七條ノ資格者ニ轉貸シタル後左ノ場
合ニ於テハ長官ノ認可ヲ受クベシ

一 轉貸人ノ事情ニ應ジ年賦償還金額ノ外未償還金額ノ繰上償還ヲ認メムトスルトキ又ハ轉借金ノ償還方法ヲ變更スル
コトヲ承認セムトスルトキ

二 轉借人償還ヲ了リタルトキト雖轉貸ノ際決定シ又ハ前號ニ依リ變更シタル償還期間内ニ於テ自作ヲ輟メ又ハ轉貸金
擔保ノ抵當權ヲ除クノ外其ノ土地ノ上ニ抵當權ヲ設定スルコトヲ承認セムトスルトキ

三 前號ノ期間内ニ轉借人ガ其ノ土地ヲ讓渡スルコトヲ承認セムトスルトキ

四 轉貸者ガ轉借人ヨリ土地ヲ讓受ケムトスルトキ又ハ其ノ讓受ケタル土地ヲ第三者ニ讓渡セムトスルトキ

五 轉借人ガ自作ヲ廢止スルヲ承認セムトスルトキ

六 第八條第十五號ニ依リ違約金ヲ徵收セムトスルトキ又ハ土地ヲ先買セムトスルトキ

第三項
第十四條 市町村、市町村組合又ハ產業組合資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ毎年事業ニ關スル收支決算書及第四號様式ニ依
ル事業報告書ヲ翌年度六月十五日迄ニ長官ニ提出スベシ

第十五條 左ノ各號ノ一一該當スル場合ニ於テハ長官ハ貸付ヲ取消シ又ハ貸付期間内ト雖元利金ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ
償還セシメ若ハ償還方法ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

一 第七條乃至第十條又ハ第十三條ニ違反シタルトキ

二 資金償還ノ方法ヲ遵守セザルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四 其ノ他資金貸付ノ條件ニ違反シタルトキ

第四項
第十六條 長官ハ土地價額其ノ他重要ナル事項ノ評定ニ付調査會ヲ設置シ調査審議セシム調査會ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ
定ム

市町村、市町村組合又ハ產業組合資金ノ貸付ヲ受ケントスルトキハ前項ニ準ジ調査機關ヲ設置シ土地ノ價額其ノ他重要
ナル事項ヲ調査審議セシムルコトヲ要ス

第十七條 本規程ニ依リ長官ニ提出スベキ書類ハ所轄町村役場、支廳又ハ市役所ヲ經由スベシ。

第十八條 本規程ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル宅地ノ創設又ハ維持ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス但シ宅地トシテ購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ面積ハ現ニ所有スル宅地（維持セムトスル宅地ヲ除ク）ノ面積ヲ併セ五畝歩以内トシ其ノ價額及貸付金額ハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ。

第八條第一號乃至第三號ノ算式

種種賦格（小作等金額一地租及地租附加稅又ハ之ニ準ズベキ地方稅、町村稅、土功組合費、農會費等ノ土地賣擔金）×13
備考

- 一 小作料ハ平年作ニ於ケル實納小作料ニ依ルコト但シ小作料ノ定メナキ土地ニ在リテハ其ノ土地ニ類似スル土地ノ小作料ニ依ルコト
- 二 小作料が平年作ニ於ケル收穫高ノ四割以上ナル場合ニ於テハ四割ニ相當スル額ヲ以テ小作料ニ代フルコト
- 三 小作料及收穫高ヲ價額ニ換算スル場合ニ於テハ其ノ物ノ價格ハ當該地方ニ於ケル最近五箇年ノ平均價格ヲ用フルコト
- 四 小作權賣買ノ慣行アル地方ニ於テ其ノ小作權ヲ併セ購入スル場合ニ於テハ小作料ハ小作權ノ貲貸料（又ハ小作料ヲ含ム）モノヲ以テスルコト

様式省略

○民有未墾地開發資金貸付規程

（昭和八年八月二十六日廳令第一百二十號、昭和九年十一月三十六日廳令第七十九號改正、昭和十九年九月十八日廳令第四十五號改正）

第一條 北海道廳長官ハ民有未墾地ヲ買入レ自ラ開墾耕作ニ從事セムトスル者ニ其ノ買入ニ要スル資金ヲ貸付ス

前項ノ場合ニ於テ土地ノ利用又ハ整理上必要アルトキハ既墾地及植樹若ハ牧畜ニ供スル土地ノ買入ニ付亦同ジ

第二條 前條ニ依ル貸付資金ノ利率ハ年二分九厘、二分八厘又ハ二分五厘、据置期間五箇年、償還期間二十五箇年以内ト

シ年賦又ハ半年賦償還ノ方法ニ依リ元金ト利息ト併セテ計算シ毎期同一ノ金額ヲ償還スルモノトス

第三條 借入人ハ前條ニ依ル償還金額ノ外未償還金額ヲ繰上げ償還ヲナスコトヲ得

第四條 土地買入資金ノ貸付ハ一人ニ付十五町歩ヲ超エザルモノトス但シ土地ノ價格二千圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在

ラザ
現ニ北海道ニ於テ土地ヲ所有スルモノニ在リテハ其ノ面積ハ通ジテ十五町歩以内トシ前項但書ノ場合ニ於テモ亦併セテ

二千圓ヲ超エザルモノトス

第五條 本資金ノ貸付ハ土地ノ買入價格ガ其ノ地方ニ於ケル普通價格及其ノ土地ヨリ生ズベキ純益ノ十三倍ヲ超エザルモノニ對シ之ヲ爲スモノトス

第六條 本資金ノ借入人ハ確實ナル連帶保證人ヲ立ツルコトヲ要ス

前項ノ保證人ナキ者ニ對スル貸付額ハ土地代金ノ九割以内トス

第七條 買入レムトスル土地ノ上ニ抵當權其ノ他自作ノ障害トナル可キ權利アルトキハ買入ノ際之ヲ消滅セシムルコトヲ

要ス
第八條 本資金ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依ル申請書ニ左ノ事項ヲ具シ北海道廳長官ニ提出スベシ

一 買入土地ノ所在、地主名、面積及其ノ略圖

二 地主トノ賣買契約書ノ寫及土地ノ價格

三 買入土地ノ上ニ存在スル抵當權其ノ他自作ノ障害トナルベキ權利ノ有無及其ノ内容

四 買入土地ノ利用區分、起業方法及土地改良施設

五 借入資金ニ對スル連帶保證人ノ有無、住所、氏名其ノ資產

第九條 本資金貸付ノ許可ヲ受ケタルトキハ第二號様式ノ請求書ニ借入契約書ヲ添ヘ北海道廳長官ニ提出シ資金ノ交付ヲ受クベシ

第十條 本資金ノ借入ヲ爲シタル者ハ貸付金ノ擔保トシテ買入土地ノ全部ノ上ニ抵當權ヲ設定スベシ

第十一條 本資金ノ借入人ハ償還ヲ了リタル後ニアラザレバ自作ヲ廢シ若ハ其ノ土地ヲ擔保ニ供シ又ハ讓渡スルコトヲ得

ズ但シ北海道廳長官ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 天候其ノ他不可抗力ニ因リ土ノ收穫著シク減少シ又ハ皆無トナリ償還金ノ納付ヲ爲スコト能ハザルトキハ北海道廳長官ニ其ノ延納ヲ申請スルコトヲ得

第十三條 本資金借入人第二條、第十一條ニ違反シ又ハ事業施行ノ方法不適當ナルトキハ違約金ヲ徵收シ未償還金額ヲ一時ニ返還セシメ若ハ償還方法ノ變更ヲ命ジ又ハ左ノ金額ヲ以テ其ノ買入土地ヲ先買スルコトアルベシ

イ 買入價格ノ全額ニ相當スル金額ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額

ロ 買入價格ノ一部ニ相當スル金額ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額

第十四條 貸付金償還期間内ニ於テ借入人左ノ各號ノ一一該當スル事實アリタルトキハ戸籍謄本又ハ届出ノ事實ヲ證明シ得ベキ戸籍抄本ヲ添ヘ本人、相續人、法定代理人若ハ破産管財人ヨリ遲滞ナク北海道廳長官ニ届出ヅベシ

但シ破産宣告ノ場合ニ於テハ戸籍謄本又ハ抄本ノ添附ヲ要セズ

一 氏名ノ變更

二 本籍又ハ住所ノ變更

三 死亡、失踪又ハ相續

四 破產

ム

第十五條 北海道廳長官ハ土地價格其ノ他重要ナル事項ノ評定ニ付委員ヲ置キ審査セシム委員ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定コトヲ得

第十六條 市町村又ハ產業組合（產業組合聯合會ヲ含ム）ハ第一條ノ自作開墾者ニ轉貸ノ目的ヲ以テ本資金ノ借入ヲ爲ス

第十七條 本資金ノ借入ヲ爲シタル市町村又ハ產業組合ハ第一條乃至第十三條ノ規定ニ準ジ自作開墾者ニ轉貸ヲ爲スモノトス

トス

第十八條 本資金ノ借入ヲ爲サムトスル市町村又ハ產業組合ハ第一號様式ニ依ル申請書ニ左ノ書類ヲ添ヘ之ヲ北海道廳長

官ニ提出スベシ

一 自作開墾希望者各人別ニ付第八條所定ノ事項

二 事業ニ關スル收支豫算書

三 轉貸ニ關スル規定

四 市町村ニ在リテハ起債決議書謄本、產業組合ニ在リテハ定款、借入額最高限度決議書ノ謄本、最近年度事業報告書、

財產目錄、貸借對照表

前項各號ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ旨直ニ北海道廳長官ニ届出ヅベシ

第十九條 本資金貸付ノ許可ヲ受ケタル市町村又ハ產業組合ハ第九條ノ規定ニ準ジ資金ノ交付ヲ受クベシ但シ組合ニ在リ

テハ借入契約書ニ理事全員ノ個人連帶保證ヲ爲スベシ

第二十號 本資金ノ交付ヲ受ケタル市町村又ハ產業組合ハ第十八條第一項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ北海道廳長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十一條 本資金ノ借入ヲ爲シタル市町村又ハ產業組合ハ其ノ借入ノ日ヨリ一箇月以内ニ轉貸ヲ了スベシ但シ北海道廳長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 市町村又ハ產業組合轉貸ヲ了シタルトキハ遲滯ナク左ノ書類ヲ北海道廳長官ニ提出スベシ

一 貸付契約ノ寫

二 土地所有權移轉ニ關スル登記籍謄本

第二十三條 本資金ノ借入ヲ爲シタル市町村又ハ產業組合ハ事業ニ關スル收支計算書及様式第三號ノ事業報告書ヲ自作開

墾者ハ様式第四號ノ開墾功程書ヲ翌年五月三十一日迄ニ北海道廳長官ニ提出スベシ

第二十四條 本資金ノ借入ヲ爲シタル市町村又ハ產業組合ニ於テ資金貸付ノ條件又ハ第十七條ノ規定ニ違反シタルトキハ

北海道廳長官ハ貸付ノ許可ヲ取消シ又ハ未償還金額ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ償還セシメ若ハ償還方法ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二十五條 本資金ニ依リ土地ノ賣買ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ地主及買受希望者ヨリ北海道廳長官ニ對シ土質、土地

利用方法、分割等ノ調査ヲ申請スルコトヲ得
前項ノ調査申請ハ本資金ノ轉貸ヲ爲サムトスル市町村又ハ産業組合ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得
第二十六條 本規程ニ依リ北海道廳長官ニ提出スペキ書類ハ町村役場、市役所又ハ支廳ヲ經由スペシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式省略

○自作農創設維持資金償還組合規約準則

(昭和十年八月十二日
亥農第三三一八號通牒)

第一章 總則

第一條 本組合ハ自作農創設維持資金償還ノ確實ヲ期シ且組合員相互ノ親睦及福利増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第二條 本組合ハ何何自作農創設維持資金償還組合ト稱シ事務所ヲ何何ニ置ク
第三條 本組合ノ區域ハ何何一圓トス
第四條 本組合ハ何村(市)(町)(村)(産業組合)自作農創設維持資金轉貸規程ニ依リ 資金ノ轉貸ヲ受ケ自作農地ノ創設維持ヲ爲ス者及本組合ノ趣旨ニ贊同シタル者ヲ以テ組織ス

第二章 機關

第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
組合長 一名
副組合長 一名
評議員 若干名
組合長ハ村長(産業組合長)ヲ推戴シ副組合長及評議員ハ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

役員ハ名譽職トス但シ職務ニ要シタル費用ノ實費又ハ總會ノ決議ヲ經テ報酬ヲ支給スルコトヲ得
第六條 組合長ハ組合ヲ統理ス
副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス
評議員ハ組合長ノ諸問ニ應ジ且事業施行ノ狀況ヲ監査ス
第七條 副組合長及評議員ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨げズ
補闕ノ爲選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ
第八條 本組合ハ總會ノ決議ヲ經テ顧問ヲ置クコトヲ得
第九條 本組合ニ幹事若干名ヲ置キ組合長之ヲ任免ス
幹事ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ會計其ノ他ノ庶務ニ從事ス
第十條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二トス
通常總會ハ毎年四月之ヲ開ク
臨時總會ハ組合長必要ト認メタルトキ又ハ組合員定數ノ三分ノ一以上請求アリタルトキ之ヲ開ク

通常總會ニ於テハ其ノ年度經費ノ豫算並ニ事業計畫ヲ議決シ且前年度經費ノ決算並ニ事業成績ヲ報告スルモノトス
第十一條 總會ハ組合長ヲ以テ議長トス
總會ハ組合員定數ノ三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ
總會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第十二條 本規約ハ總會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ第十三條ノ積立ヲ停止セントス
スルトキ亦同ジ

第四章 積立及共同施設

一年賦償還金ノ積立

二 因作準備金トシテ毎年償還金額ノ一割以上ニ相當スル金額ノ積立

三 共 濟 施 設

四 其ノ他必要ナル事項

積立金ハ組合員個人名儀ヲ以テ郵便局又ハ産業組合ニ貯金シ其ノ拂戻ハ組合長ノ證印アル場合ニ限ル
第十四條 前條ノ目的ヲ達スル爲組合員ハ必ず償還田畠ヲ設置スベシ

組合員ノ設置スル償還田畠ニ栽培スベキ作物ノ種類ハ毎年總會ニ於テ之ヲ決定ス

第十五條 年賦償還金ノ積立及因作準備金ノ積立ハ左ノ區分ニ依ル但シ現物ヲ以テ豫納スルコトヲ

得ル物ノ種類及品等ハ毎年總會ニ於テ之ヲ定メ其ノ數量ハ時價ヲ標準トシテ組合長之ヲ定ム

月 日（夏作物收穫ノ時期）年賦償還金ノ三割

組合員前項ノ積立ヲ怠リタルトキハ納入期日ノ翌日ヨリ納入済ノ日迄百圓ニ付一日金三錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ徵收

第十六條 前條ニ依リ組合員ヨリ豫納ヲ受ケタル物品ヲ賣却セントスルトキハ役員會ノ決議ヲ經ベシ

賣却シタル物品ノ代金ハ賣却後十日以内ニ精算シ組合員各自ノ貯金ニ受入ヲ了シタル後遲滯ナク之ヲ組合員ニ通知スベシ

賣却シタル物品ノ代金ガ年賦償還金ニ積立ツベキ金額及因作準備積立金ニ積立ツベキ金額ニ満タザルトキハ直ニ其ノ不足額ヲ補填セシムベシ

第十七條 組合員ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ依リ規定ノ積立ヲ爲スコト能ハザルトキハ組合長ニ申出デ別ニ補填ノ方法ヲ講ズベシ

第十八條 第五條ノ積立金ハ償還スペキ年賦金ノ償還ニ充ツルノ外拂戻ヲ爲スコトヲ得ズ

第五章 事 業 執 行

第十九條 本組合ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十條 本組合ノ餘裕金ハ郵便局又ハ産業組合ニ貯金スルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ組合員ノ共濟資金ニ利用スルコトヲ得

共濟施設ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 組合員及役員名簿

二 資金貸付臺帳

三 組 合 規 約

四 決 議 錄

五 積 立 金 臺 帳

六 經 費 整 理 簿

七 其ノ他必要ト認メタル帳簿

組合員ハ何時ニテモ前項ニ掲ゲタル帳簿ノ閲覽ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 本組合ノ経費ハ寄附金又ハ組合員ノ負擔金ヲ以テ之ニ充ツ

負擔金ハ組合員ガ村（産業組合）ヨリ轉借ヲ受ケタル自作農創設維持資金ノ借入額ニ按分シ分賦收入ス

第二十三條 不幸ニ遭遇シタル組合員ニ對シテハ役員會ノ決議ヲ經テ弔慰ヲ爲ス

第二十四條 組合員ハ村（産業組合）ヨリ轉借ヲ受ケタル自作農創設維持資金ノ償還ヲ完了スル迄ハ本組合ヨリ脱退スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限り在ラズ

第二十五條 新ニ本組合ニ加入セントスル者又ハ脱退セントスル組合員ハ組合長ノ承認ヲ受クベシ

組合長前項ノ申出ヲ承認セントスルトキハ役員會ノ決議ヲ經ベシ

第二十六條 組合員自作農創設維持地ヲ他ニ譲渡セントスルトキハ豫メ組合長ノ承認ヲ受クベシ

組合長前項ノ申出ヲ承認セントスルトキハ役員會ノ決議ヲ經ベシ

組合長讓渡ヲ承認セントスル場合必要ト認ムルトキハ讓受人ニ對シ相當金額ノ積立ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 組合員中故意ニ年賦金ノ償還又ハ積立金ノ積立ヲ怠リタルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ之ニ警告ヲ與ヘ仍其ノ

義務ヲ履行セザルトキハ組合長ハ其ノ旨村長ニ具申スベシ

前項ノ具申ニ基キ村長ノ爲シタル處置又ハ裁斷ニ對シテハ組合及組合員ハ異議ヲ申シ立ツルコト得ズ

第二十八條 組合員脱落シタル場合ニ於ケル積立金ノ拂戻ハ積立金額ノ九割トシ一割ハ本組合ノ基本金ニ寄附スルモノト

ス

第七章 組合解散

第二十九條 本組合ハ村（産業組合）ヨリ轉借ヲ受ケタル自作農創設維持資金ノ償還ヲ完了スル迄ハ解散スルコトヲ得ズ

組合解散シタルトキハ直ニ清算人ヲ選任スベシ

附 則

本規約ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

前記規約ヲ承認シ之ガ履行ヲ確保スル爲左ニ各自署名捺印ス

昭和 年 月 日

組合長 氏 名	副組合長 氏 名
組合員 氏 名	（以下同斷）
印	印

○未墾地開發借入資金償還組合規約準則

（昭和十年十一月十日
北海道廳告示第千六百六十五號）

- 第一條 本組合ハ組合員相互ノ精神的結合ヲ圖リ民有未墾地開發借入資金償還ノ確實ヲ期シ堅實ナル自作農者タラシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本組合ハ何々村（又ハ何々）民有未墾地開發借入資金償還組合ト稱ス
- 第三條 本組合ノ地區ハ何々村一圓（又ハ何々一圓）トシ北海道廳民有未墾地開發資金貸付規程ニ依リ資金ノ貸付ヲ受ケタル者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 本組合ノ事務所ハ何々ニ置ク
- 第五條 組合員ハ目的達成ノ爲左ニ掲タル事項ヲ實行スルモノトス
 - 一 協力一致豫定ノ起業ヲ行ヒ速ニ自作農タルノ基礎ヲ確立スルコト
 - 二 開墾ノ當初ヨリ堆肥、厩肥、綠肥等有機質肥料ノ施用ニ努メ地方ノ維持増進ニ依リ生産ノ增加及將來ノ安全ヲ期スルコト
- 三 投機的農業ヲ戒メ作物ノ種類、品種、作付ノ配當其ノ他ニ付協議ヲ遂ゲ常ニ堅實ナル農業ヲ經營シ其ノ生産物ノ共同販賣方法ヲ講ズルコト
- 四 組合員中不幸ニ遭遇シタル者アルトキハ相互扶助ノ途ヲ講ジ共存共榮ヲ圖ルコト
- 五 夏作物及秋作物其ノ他ノ收入中ヨリ借入金ニ對スル毎年ノ償還金額以上ヲ貯蓄スルコト
- 六 凶作其ノ他ノ事由ニ因リ償還金納入ノ不能ナル場合ニ備フル爲相當ノ準備貯金ヲ爲スコト。
- 七 償還ノ確實ヲ期スル爲相當面積ノ償還田畠ヲ設置スルコト
- 八 農具、肥料其ノ他農業經營上必要ナルモノニ就キ共同購入ヲ爲スコト
- 九 其ノ他相談會ニ於テ決議シタル事項

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名	理事 一名	評議員 一名
--------	-------	--------

組合長ハ組合ヲ統理シ之ヲ代表ス

理事ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ組合員ノ實行事項ヲ督勵シ組合ノ事務ニ從事ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ組合經營ニ關スル重要事項ヲ評議ス

第七條 (組合長ハ何々町村長ヲ推舉シ其ノ他ノ) 役員ハ相談會ニ於テ組合員中ヨリ選舉シ其ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

第八條 本組合ニ顧問若干名ヲ置ク顧問ハ町村長(町村長組合長タル場合ハ除ク)、町村農會長、町村技術員、移住者世話係其ノ他地方有志中ヨリ之ヲ推舉ス

顧問ハ組合員ノ會合ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第九條 役員ハ名譽職トス但シ用務ノ爲費用ヲ要シタル場合ハ實費ヲ給スルコトヲ得

第十條 本組合ニ書記ヲ置キ組合長之ヲ任免ス書記ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十一條 組合長ハ毎年一月相談會ヲ開キ實行細目其ノ他目的ノ達成上必要ナル事項ヲ協議ス

組合長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時相談會ヲ開クコトヲ得

第十二條 債還貯蓄金ハ各組合員ニ於テ郵便貯金又ハ確實ナル銀行預金ト爲シ其ノ通帳ハ組合長ニ於テ之ヲ保管スルモノトス

第十三條 債還金ニ對シ納額告知書ヲ受ケタルトキハ組合長之ヲ取纏メ期日迄ニ必ズ納入スルモノトス

第十四條 債還貯蓄金ハ借入金ノ債還以外ニ使用スルヲ得ズ

第十五條 組合長ハ各組合ノ開墾功程、作付反別、作物ノ種類及作況並ニ債還貯蓄金ノ狀況其ノ他ノ事項ニ付毎年二回以上(五月末、十月末)北海道廳拓殖部長ニ報告スルモノトス

第十六條 組合ニハ日誌及會計帳簿ヲ備ヘ重要事項及金錢出納ノ狀況ヲ詳記スルモノトス

第十七條 本組合ノ經費ハ組合費及其ノ他ノ收入トシ毎年相談會ニ於テ其ノ額ヲ決定ス

第十八條 新ニ組合員タルノ資格ヲ有スルニ至リタル者ニ對シテハ隨時加入ヲ勸誘スルモノトス

第十九條 借入金ノ債還ヲ完了シタル組合員ハ相談會ノ承認ヲ經テ脱退スルコトヲ得但シ債還貯蓄金ニ相當セル金額ハ備

荒貯蓄トシテ積立ツルモノトス

第二十條 本組合ハ總組合員ノ借入金債還完了ニ因リテ解散ス但シ相談會ノ議決ニ依リ更ニ繼續スルコトアルベシ

附 則

本規約ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

前記規約ヲ承認シ之ガ履行ヲ確保スル爲左ニ各自署名捺印ス

昭 和 年 月 日

組 合 長 氏 氏	事 务 氏 氏	名 名 印 印
評 議 員 氏 氏	同 同 氏 氏	名 名 印 印
組 合 員 氏 氏	同 同 氏 氏	名 名 印 印

(昭和十年六月一日
北海道廳告示第八百十八號)

第一條 民有未墾地開發借入資金償還組合(償還組合ニ準ズベキモノヲ含ム)ニシテ事業ノ成績顯著ナルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條 表彰ハ左ニ掲タル要件ヲ具備スルモノニ付其ノ成績ヲ考査シ之ヲ行フ

- 一 債還金ヲ引續キ三年以上納期内ニ完納シタルモノ
- 二 買入土地ニ對シ一致協力豫定ノ開墾起業ヲ進メ農業經營ノ狀況良好ナルモノ

○未墾地開發借入資金償還組合表彰規程

三 組合員和衷協力シ共同事業ノ成績顯著ナルモノ

第三條 表彰ヲ分チテ三種トス

一 表 彰 旗

二 奨 勵 金

三 表 彰 狀

第四條 支廳長ハ其ノ部内ニ於テ第二條ノ規定ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ左ニ掲ゲル事項ヲ具シ毎年一月十日迄ニ長官ニ上申スベシ

一 組合ノ所在地

二 組合ノ名稱及組合長氏名

三 組合ノ設立年月日及組合員氏名

四 資金借入許可年月日及借入金總額

五 組合員別借入金額、償還額及其ノ年度ニ於テ償還シタル金額調書

六 組合員別買入土地ノ面積、買入後ニ於ケル開墾面積、植樹地、放牧地ノ利用狀況及牛馬飼養頭數

七 組合員ノ共同事業ニシテ特ニ成績顯著ナル事項

八 組合員ノ貯蓄ノ狀況

九 其ノ他ノ農業經營並ニ事業ニ關シ参考トナルベキ事項

○自作農創設維持資金年賦償還金算出方法

(期間二十四年)

年 期	元 金	償 還 金	利 息	年 額	計	償 還 元 金	償 還 未 濟 元 金
--------	--------	-------------	--------	--------	---	------------------	----------------------------

第一	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.9726733
二	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.9424994
三	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.9123722
四	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.8822371
五	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.8521099
六	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.8220827
七	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.7919555
八	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.7618283
九	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.7317011
十	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.7015739
十一	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.6714467
十二	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.6413195
十三	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.6111923
十四	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.5810651
十五	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.5509379
十六	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.5208107
十七	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.4906835
十八	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.4605563
十九	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.4304291
二十	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.4003019
二十一	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.3701747
二十二	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.3400475
二十三	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.3109203
二十四	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.2807931
二十五	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.2506659
二十六	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.2205387
二十七	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.1904115
二十八	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.1602843
二十九	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.1301571
三十	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.1000300
三十一	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.0700028
三十二	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.0400000
三十三	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.0100000
三十四	0.018336	0.010933	0.0001682	0.000000	0.02910000	0.02910000	0.0000000

年賦金計算上ノ注意
1 据置利息ヘ日割計算ニ依リ貸付ノ翌日ヨリ起算スルコト
(元金×三分二厘× $\frac{\text{實際貸付日數}}{365\text{日又ハ}366\text{日}}$ 前乗後除)

イ 均等年賦金ハ元金ニ年賦金定率(〇・〇五四一七五九二一)ヲ乗ジ錢未満ハ切上タル金額トス
タルモノトス

○未墾地自作農創設資金年賦償還金算出方法
現金ニ年賦金定率(〇・〇五四二一七五九二二)ヲ乗ジ錢未満ハ切上タリ
利率年二分五厘ヲ乗ジ錢以下四捨五入シタル金額ナルコト但シ最終
底金ヨリ利子ヲ差引キタル殘額ナルコト

○市町村產業組合ニ於テ調査スベキ
自作農創設維持者ノ身元調査書様式

三

(d) 本人及家族ノ資産状態	(e) 借入豫定金額
(f) 家屋	金 (ト打合セノコト)
(g) 地目別段別並ニ評價	金 (空欄ト爲シ置キ實査員)
(h) 本人又ハ家族ノ所有スル土地	金
(i) 自己資金充當豫定額	金
(j) 借入豫定金額	金 (ト打合セノコト)
(k) 地目別段別並ニ評價	金 (空欄ト爲シ置キ實査員)
(l) 本人及家族ノ資産状態	金 (ト打合セノコト)
(m) 家族	本族 (田地)
(n) 家畜	人 (田地)
(o) 戸數割賦課等級	人 (田地)
(p) 一箇年公課負擔額	人 (田地)
(q) 簡易保険契約高	人 (田地)
(r) 居住年数	人 (田地)
(s) 圖面	人 (田地)
(t) 其ノ他参考ト爲ルベキ事項	人 (田地)
(u) 町村、産業組合ノ調査シタル事項 (維持ノ分) (用紙美濃一人一枚ニ限ル)	人 (田地)
(v) 年齢	人 (田地)
(w) 自作農地維持者ノ住所、氏名	人 (田地)
(x) 年月日生 (當年)	人 (田地)
(y) 年月日 (當年)	人 (田地)
(z) 年月日 (當年)	人 (田地)
(aa) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(bb) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(cc) 反當年月入	人 (田地)
(dd) 現在耕作段別	人 (田地)
(ee) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(ff) 沿革	人 (田地)
(gg) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(hh) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(ii) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(jj) 反當年月入	人 (田地)
(kk) 現在耕作段別	人 (田地)
(ll) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(mm) 沿革	人 (田地)
(nn) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(oo) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(pp) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(qq) 反當年月入	人 (田地)
(rr) 現在耕作段別	人 (田地)
(ss) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(tt) 沿革	人 (田地)
(uu) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(vv) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(ww) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(xx) 反當年月入	人 (田地)
(yy) 現在耕作段別	人 (田地)
(zz) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(aa) 沿革	人 (田地)
(bb) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(cc) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(dd) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(ee) 反當年月入	人 (田地)
(ff) 現在耕作段別	人 (田地)
(gg) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(hh) 沿革	人 (田地)
(ii) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(jj) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(kk) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(ll) 反當年月入	人 (田地)
(mm) 現在耕作段別	人 (田地)
(nn) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(oo) 沿革	人 (田地)
(pp) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(qq) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(rr) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(ss) 反當年月入	人 (田地)
(tt) 現在耕作段別	人 (田地)
(uu) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(vv) 沿革	人 (田地)
(ww) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(xx) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(yy) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(zz) 反當年月入	人 (田地)
(aa) 現在耕作段別	人 (田地)
(bb) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(cc) 沿革	人 (田地)
(dd) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(ee) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(ff) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(gg) 反當年月入	人 (田地)
(hh) 現在耕作段別	人 (田地)
(ii) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(jj) 沿革	人 (田地)
(kk) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(ll) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(mm) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(nn) 反當年月入	人 (田地)
(oo) 現在耕作段別	人 (田地)
(pp) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(qq) 沿革	人 (田地)
(rr) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(ss) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(tt) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(uu) 反當年月入	人 (田地)
(vv) 現在耕作段別	人 (田地)
(ww) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(xx) 沿革	人 (田地)
(yy) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(zz) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(aa) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(bb) 反當年月入	人 (田地)
(cc) 現在耕作段別	人 (田地)
(dd) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(ee) 沿革	人 (田地)
(ff) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(gg) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(hh) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(ii) 反當年月入	人 (田地)
(jj) 現在耕作段別	人 (田地)
(kk) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(ll) 沿革	人 (田地)
(mm) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(nn) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(oo) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(pp) 反當年月入	人 (田地)
(qq) 現在耕作段別	人 (田地)
(rr) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(ss) 沿革	人 (田地)
(tt) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(uu) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(vv) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(ww) 反當年月入	人 (田地)
(xx) 現在耕作段別	人 (田地)
(yy) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(zz) 沿革	人 (田地)
(aa) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(bb) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(cc) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(dd) 反當年月入	人 (田地)
(ee) 現在耕作段別	人 (田地)
(ff) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(gg) 沿革	人 (田地)
(hh) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(ii) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(jj) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(kk) 反當年月入	人 (田地)
(ll) 現在耕作段別	人 (田地)
(mm) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(nn) 沿革	人 (田地)
(oo) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(pp) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(qq) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(rr) 反當年月入	人 (田地)
(ss) 現在耕作段別	人 (田地)
(tt) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(uu) 沿革	人 (田地)
(vv) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(ww) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(xx) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(yy) 反當年月入	人 (田地)
(zz) 現在耕作段別	人 (田地)
(aa) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(bb) 沿革	人 (田地)
(cc) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(dd) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(ee) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(ff) 反當年月入	人 (田地)
(gg) 現在耕作段別	人 (田地)
(hh) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(ii) 沿革	人 (田地)
(jj) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(kk) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(ll) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(mm) 反當年月入	人 (田地)
(nn) 現在耕作段別	人 (田地)
(oo) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(pp) 沿革	人 (田地)
(qq) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(rr) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(ss) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(tt) 反當年月入	人 (田地)
(uu) 現在耕作段別	人 (田地)
(vv) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(ww) 沿革	人 (田地)
(xx) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(yy) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(zz) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(aa) 反當年月入	人 (田地)
(bb) 現在耕作段別	人 (田地)
(cc) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(dd) 沿革	人 (田地)
(ee) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(ff) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(gg) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(hh) 反當年月入	人 (田地)
(ii) 現在耕作段別	人 (田地)
(jj) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(kk) 沿革	人 (田地)
(ll) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(mm) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(nn) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(oo) 反當年月入	人 (田地)
(pp) 現在耕作段別	人 (田地)
(qq) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(rr) 沿革	人 (田地)
(ss) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(tt) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(uu) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(vv) 反當年月入	人 (田地)
(ww) 現在耕作段別	人 (田地)
(xx) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(yy) 沿革	人 (田地)
(zz) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(aa) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(bb) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(cc) 反當年月入	人 (田地)
(dd) 現在耕作段別	人 (田地)
(ee) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(ff) 沿革	人 (田地)
(gg) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(hh) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(ii) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(jj) 反當年月入	人 (田地)
(kk) 現在耕作段別	人 (田地)
(ll) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(mm) 沿革	人 (田地)
(nn) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(oo) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(pp) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(qq) 反當年月入	人 (田地)
(rr) 現在耕作段別	人 (田地)
(ss) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(tt) 沿革	人 (田地)
(uu) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(vv) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(ww) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(xx) 反當年月入	人 (田地)
(yy) 現在耕作段別	人 (田地)
(zz) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(aa) 沿革	人 (田地)
(bb) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(cc) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(dd) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(ee) 反當年月入	人 (田地)
(ff) 現在耕作段別	人 (田地)
(gg) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(hh) 沿革	人 (田地)
(ii) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(jj) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(kk) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(ll) 反當年月入	人 (田地)
(mm) 現在耕作段別	人 (田地)
(nn) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(oo) 沿革	人 (田地)
(pp) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(qq) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(rr) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(ss) 反當年月入	人 (田地)
(tt) 現在耕作段別	人 (田地)
(uu) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人 (田地)
(vv) 沿革	人 (田地)
(ww) 抵當債務ノ償還状況	人 (田地)
(xx) 購入價額及抵當債務額	人 (田地)
(yy) 購入當時ノ購入價額	人 (田地)
(zz) 反當年月入	人 (田地)
(aa) 現在耕作段別	人 (田地)
(bb) 維持スペキ土地ニ關スル調査	人

(本) 交 通		(本) 主ナル作物ノ種類及段當收量並ニ價額		(本) 町村稅段別割賦課等級		(本) 段當公租公課負擔額		(本) 附近類似土地ノ段當小作料		(本) 本人及家族ノ資產狀態		(本) 家族ノ員數		(本) 家 屋 畜		(本) 戸別割賦課等級		(本) 一ヶ年ノ公課負擔額		(本) 簡易保険契約高		(本) 居住年數		(本) 圖		(本) 其ノ他参考ト爲ルベキ事項	
(煙田)		(煙田)		(煙田)																							
(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)			
(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)					
(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)					
(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)		(煙ニ在リテハ主ナル作物二、三品種ニ止ムルコト)							
全等級		烟田		烟田																							
地目		國稅		地方稅		町村稅		組合費		農會費		其ノ他		地目		國稅		地方稅		町村稅		組合費					
畠		玄米		斗		升		(玄米石)		圓換算		畠		玄米		斗		升		(玄米石)		圓換算					
(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)		(驛ヲ距ル)					
(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)		(里)					
(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)		(役場ノ距ル)					
(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)		(自動車ノ便在リ等)							
(煙田)		(煙田)		(煙田)		(煙田)		(煙田)		(煙田)		(煙田)		(煙田)		(煙田)		(煙田)		(煙田)							
(玄米)		(玄米)		(玄米)		(玄米)		(玄米)		(玄米)		(玄米)		(玄米)		(玄米)		(玄米)		(玄米)		(玄米)					
(斗)		(斗)		(斗)		(斗)		(斗)		(斗)		(斗)		(斗)		(斗)		(斗)		(斗)		(斗)					
(升)		(升)		(升)		(升)		(升)		(升)		(升)		(升)		(升)		(升)		(升)		(升)					
(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)		(圓換算)					
(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)					
(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)					
(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)					
(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)					
(圓)																											

4中L-74





